

阪南市幼保連携型認定こども園 運営事業者募集要領

令和2年1月

阪南市こども未来部こども政策課

阪南市幼保連携型認定こども園運営事業者募集要領

目次

| | |
|------------------|-----|
| 1. 事業の概要 | 1 頁 |
| 2. 応募資格・条件 | 2 頁 |
| 3. 欠格事項・失格事項 | 2 頁 |
| 4. 施設整備に関すること | 2 頁 |
| 5. 運営に関すること | 3 頁 |
| 6. その他の留意事項 | 4 頁 |
| 7. 提出書類 | 5 頁 |
| 8. 事業者の選定 | 5 頁 |
| 9. 募集要領の配布等 | 6 頁 |
| 10. 選定及び整備スケジュール | 7 頁 |
| 11. 参考 | 8 頁 |

添付資料

1. 応募申込図書
2. 幼保連携型認定こども園募集にかかる現地見学会参加申込書
3. 幼保連携型認定こども園運営事業者応募にかかる質問票
4. 尾崎中学校配置図及び平面図
5. 尾崎中学校用地現況図
6. 尾崎中学校用地確定図

参考資料

- ・「阪南市子ども・子育て支援事業計画」
- ・「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）」※12月19日現在

本市では、令和元年12月策定の「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、本市尾崎地区において、既設の阪南市立尾崎幼稚園と阪南市立尾崎保育所を統合し、民間による新設の幼保連携型認定こども園の開園を目指しています。

については、幼保連携型認定こども園施設を自ら整備し、継続的かつ安定的に運営を行うことができ、本市の教育・保育行政や子育て支援施策の取組に積極的に協力できる運営事業者を募集します。

「阪南市子育て拠点再構築方針」については、以下アドレスを参照のこと。
http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/kodomomirai/kodomo_seisaku/saikoutiku_houshin/index.html

1. 事業の概要

(1) 事業類型

幼保連携型認定こども園 [2号及び3号の定員：120人以上、140人程度まで]
[1号の定員：30人以上、50人程度まで]

※本募集要領内の1号、2号、3号とは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する子どものことを指す。

(2) 開園日

令和4年4月1日

(3) 施設整備用地の概要

| | |
|----------|---|
| 所在地 | 阪南市尾崎町五丁目416番14 [阪南市立尾崎中学校] ※令和2年4月に阪南市立鳥取中学校と統合 |
| 敷地面積 | 15,966.85㎡(公簿) ※既設建物あり |
| 地目 | 宅地 |
| 都市計画 | 都市計画区域内 |
| 地域地区 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 準工業地域 |
| 容積率 | 200% |
| 建ぺい率 | 60% |
| 斜線制限 | 道路斜線、隣地斜線 |
| 防火地域 | 建築基準法第22条 |
| インフラ整備状況 | 電気：関西電力(株) ガス：大阪ガス(株) 上水道：大阪広域水道企業団 下水道：阪南市公共下水道 |

(4) 施設整備用地の利用条件

幼保連携型認定こども園として整備する用地は、阪南市議会での議決を要件として、認定こども園の開園から10年間無償貸付とする。

また、その後については、本市と協議の上、売買又は賃貸借とする。

2. 応募資格・条件

応募者は、次の条件を全て満たすこと。

(1) 社会福祉法人又は学校法人であること。(新設・既設を問わない)

なお、既設法人でない者が運営事業者に決定したときは、速やかに法人の設立の手続きを行い、開園までの必要な時期までに設立認可を受けること。

(2) 直近2年間、法人及び理事長(予定者を含む)が国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等を熟知し、熱意と理解を持ち、本市の教育・保育・子育て支援行政について積極的に参加・協力を行うことができること。

(4) 幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

3. 欠格事項・失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外、または失格とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。

(2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング審査等において虚偽の説明等を行った場合。

(3) 応募書類が本要領記載の要件を満たさない場合。

(4) 市民の疑惑や不信を招くような行為をした場合。

(5) 応募者及び応募者の代理人、並びにそれ以外の関係者が選定審査に関して、尾崎地区幼保連携型認定こども園選定に関して市が設置する委員会(以下「選定委員会」という。)、又は本市職員に対し、不当な働きかけをした場合。

(6) 応募書類提出後、応募者が前記の応募資格・条件を満たさなくなった場合。

(7) 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は応募内容を本市の承諾なく変更した場合。

(8) 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団密接関係者と認められた場合。

(9) その他不正な行為があった場合。

4. 施設整備に関すること

施設整備にあたっては、施設整備用地を有効に活用できるよう創意と工夫をもった提案を行うとともに、以下の事項に留意すること。

(1) 運営事業者自らが施設を整備すること。

(2) 2歳児以上の保育室の面積については、1名あたり1.98㎡以上を確保すること。

0、1歳児の乳児室又はほふく室については、1名あたり3.3㎡以上を確保すること。

また、保育に必要な用具を備えること。

- (3) 送迎用駐車場・駐輪場として、必要十分な台数を確保するものとし、送迎時の安全確保を図ること。
- (4) 大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）、認定こども園関連法令、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、消防法関連法規等の関係法令を遵守すること。
- (5) 施設整備にあたっては、近隣住民等の理解・協力を得るよう努めること。

5. 運営に関すること

運営にあたっては、これまで阪南市が取り組んできた幼稚園、保育所の運営に関する基本的な方向性を継承しながら、運営事業者の創意と工夫をもった提案を行うとともに、以下の事項に留意すること。

- (1) 認定こども園の運営（主たる業務）については、運営事業者自らが行うこと。
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施するとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に従うこと。
- (3) 2号及び3号の認可定員は、120人以上とし140人程度までの設定とすること。
1号の定員は、別途30人以上とし50人程度までの設定とすること。
- (4) 定員構成は2・3号及び1号それぞれで、0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児とすること。
また、3号定員は2・3号定員の40%以上となるよう努めること。
なお、最終的な定員構成については、選定の結果を受け、本市と協議の上、決定する。
- (5) 保育所部分の休園日は、原則として、12月29日から1月3日まで並びに日曜日及び祝日とすること。
- (6) 延長保育を実施することとし、開園時間は1日11時間半（午前7時30分～午後7時）以上とすること。
なお、基本保育時間は8時間とし、教育時間は4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とする。
- (7) 必要な保育教諭を確保すること。
- (8) 実務を担当する施設長（園長）は、専従及び常勤であること。

なお、本募集要領における施設長（園長）は、教育職員免許法による教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び教育又は児童福祉に関する職（幼保連携型認定こども園の園長、保育教諭等、幼保連携型認定こども園以外の学校の校長、教諭等、児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に定める施設をいう。以下、同じ。）の長、児童福祉施設において児童の保育に直接従事する者など）に5年以上あった者、若しくは幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者とする。

ただし、保育所等（「保育所並びに保育所以外の児童福祉施設認定こども園、幼稚園」をいう。以下、同じ。）において3年以上園長又は幹部職員（副園長、主幹保育教諭など）として勤務した経験を有する者であることが望ましい。

- (9) 開園後、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭には、保育士、幼稚園教諭、又は保育教諭として3年以上の経験を有する者が1/3以上含まれていること。

なお、3年以上の経験を有する者の雇用を1/2以上、7年以上の経験を有する者の雇用を2人以上となるよう努めること。

- (10) 0歳児は低月齢から受入れることとし、少なくとも満3ヶ月からの受入れに努めること。

- (11) 障がい児保育事業、一時預かり事業（一般型・幼稚園型）・病児保育（体調不良児対応型）事業の実施に努めること。

また、被虐待児童の対応に取り組むこと。

- (12) 給食については、原則として、自園調理を実施すること。

また、栄養士の資格を有する者の配置に努めること。

- (13) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを考慮し、必要に応じ、除去・代替等の対応に努めること。

- (14) 看護師等の配置に努めること。

また、嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師をはじめとする医療機関との連携を図ること。

- (15) 園庭開放事業を実施すること。

- (16) 職員の資質向上に向けて、人権研修を含め、教育・保育等に関する必要な研修を実施すること。

また、本市との連絡会議、本市又は大阪府主催の研修に参加すること。

- (17) 実施事業内容について本市への報告を行うとともに、本市の立ち入り調査等について協力すること。

- (18) 地域との連携に努めること。

- (19) 保育料以外の保護者負担については、保護者に大きな負担にならないよう努め、事前に保護者に説明し、理解を得ること。

- (20) 既設の阪南市立尾崎幼稚園と阪南市立尾崎保育所児童が新しい保育施設での生活を円滑にスタートできるよう配慮するとともに、両園所から引継ぎを受けた事項を可能な限り継続すること。

- (21) 本市の教育・保育行政や子育て支援施策の取組に積極的に協力すること。

- (22) その他、阪南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年阪南市条例第16号）等関係法令等を遵守すること。

6. その他の留意事項

- (1) 「阪南市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）」を十分に理解した上で応募すること。

- (2) 応募のために支出した費用等については、本市は補填しない。

- (3) 提出された書類は返却しない。

また、提出書類は阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）の規定に基づき

公開の対象となるので、留意すること。

- (4) 運営事業者として決定した応募者（以下「決定事業者」という。）は、本募集要領に記載した諸条件を遵守するほか、施設整備及び運営に当たって、関係法令（「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成18年大阪府条例第88号）、「阪南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年阪南市条例第16号）等）を遵守することはもとより、本市と誠実に協議し履行すること。
- (5) 決定事業者となった後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に本市と協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (6) 施設整備にかかる補助金の概要については、資料2を参照のこと。
- (7) 提出された事業計画の変更は認めない。
ただし、市と協議の上、やむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。
- (8) 開園日に児童の保育を実施できない事態に陥った場合、そのことにより生じる一切の責任と損害は、決定事業者が負担すること。
- (9) 既に本市で認定こども園等を経営する法人が、決定事業者となった場合は、本市からの施設整備用地の無償貸付期間中、既設の認定こども園等を廃止しないこと。
- (10) 本市からの施設整備用地の無償貸付期間中において、幼保連携型認定こども園の運営ができなくなった場合は、施設整備用地を事業者の負担と責任において現状に回復した上、本市に返還すること。
ただし、本市が現状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (11) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議して定める。

7. 提出書類

提出書類は、別紙応募申込図書とし、原本1部、写し14部を提出のこと。

ただし、審査にあたっては、追加資料の提出を求めることがある。

8. 事業者の選定

(1) 選定方法

選定は、選定委員会において審査（書類・ヒアリング）を実施し、本市で運営事業者を決定する。

なお、選定に当たってのヒアリング審査の際は、応募者によるプレゼンテーションを行う。

ただし、審査の結果、選定基準点に達しない場合、運営事業者を決定しない場合がある。

(2) 選定結果と公表

選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、決定事業者名について公表する。

審査内容や結果について、口頭、電話等による問い合わせには一切応じない。

(3) 次点者の取扱い

決定事業者が、令和2年7月末までに辞退した場合、次点者（選定委員会において選定基準点を超える評価を受けた者に限る。）を繰り上げて事業者決定することがある。

(4) 決定事業者の取消

決定事業者が次の要件に該当する場合は、決定を取り消すことがある。

この場合、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることはできない。

- ① 本募集要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
- ② 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
- ③ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じるとき、又は事業実施の目処が立たなくなったとき。
- ④ その他、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。

9. 募集要領の配布等

(1) 募集要領等の配布場所・期間

配布場所：〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所こども未来部こども政策課

TEL 072-471-5678 (内線 2640)

※市ホームページからダウンロード可能

(阪南市ホームページアドレス：<http://www.city.hannan.lg.jp/>)

配布期間：令和2年1月14日(火)から令和2年2月7日(金)まで

(土曜日・日曜日を除く、8時45分から17時15分まで)

(2) 応募にかかる質問

受付期間：令和2年1月14日(火)から令和2年2月7日(金)17時15分まで

提出方法：「幼保連携型認定こども園運営事業者応募にかかる質問票」による。

提出先：阪南市役所こども未来部こども政策課あて

FAX (072-473-3504) 又はE-mail (k-seisaku@city.hannan.lg.jp) による。

なお、送信した旨を電話にて必ず連絡のこと。

上記以外の口頭、又は電話による問い合わせには応じない。

回答方法：受付期間終了後、速やかに市ホームページに掲載

(3) 現地見学会(希望する事業者のみ)

開催日：令和2年1月24日(金) ※時間については、申込後に通知

申込期間：令和2年1月14日(火)から令和2年1月22日(水)まで

申込方法：「幼保連携型認定こども園運営事業者募集にかかる現地見学会参加申込書」による。

申込先：阪南市役所こども未来部こども政策課あて

FAX (072-473-3504) 又はE-mail (k-seisaku@city.hannan.lg.jp) による。

なお、送信した旨を電話にて必ず連絡のこと。

上記以外の口頭、又は電話による申込みには応じない。

※現地見学会において、応募にかかる質問には応じない。

質問等のある場合、(2) 応募にかかる質問により提出のこと。

(4) 応募申込図書の提出期間・提出方法等

提出期間：令和2年2月10日(月)から令和2年3月19日(木)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く、8時45分から17時15分まで)

提出先：〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所こども未来部こども政策課

TEL 072-471-5678 (内線 2640)

提出方法：提出先へ事前に電話予約をし、直接持参

郵送、FAX、E-mail 等による提出、又は提出期間終了後の応募は受け付けない。

10. 選定及び整備スケジュール

| 内 容 | 期 間 |
|----------------------|---------------------------|
| 募集要領等の配布 | 令和2年1月14日(火)～2月7日(金) |
| 質問の受付 | 令和2年1月14日(火)～2月7日(金) |
| 現地見学会 (希望する事業者のみ) | 令和2年1月24日(金) |
| 質問に対する回答 | 質問受付期間終了後、市ホームページにより回答 |
| 応募申込図書提出期間 | 令和2年2月10日(月)～3月19日(木) |
| 審査 (書類審査・ヒアリング審査) | 令和2年4月中旬 |
| 選定結果の通知 | 令和2年4月下旬 |
| 整備補助金交付申請 | 令和2年5月～7月頃 |
| 施設整備 | 施設整備補助金交付決定後から令和4年1月下旬頃まで |

※都合により日程等が変更になる場合がある。

審査以降の日程については、応募申込図書提出期間終了後、応募者に通知する。

11. 参考

資料1

統合となる公立園所施設概要

| | | | |
|--|--|----------------------------|--------|
| 名称 | 阪南市立尾崎幼稚園 | | |
| 所在地 | 阪南市尾崎町一丁目21番7号 | | |
| 施設の状況 | ・敷地面積 3,066 m ² ・運動場面積 1,951 m ² ・延べ面積 1,115 m ² | 定員 | 210人 |
| | | 入所年齢 | 3歳～就学前 |
| 沿革 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年4月21日創立 ・阪南市立尾崎幼稚園・福島幼稚園・西鳥取幼稚園を統合し、尾崎幼稚園の園舎を利用して、平成19年4月1日開園 | | |
| 職員体制 | 園長、副園長、教諭、任期付教諭、臨時講師、校務員、子ども支援員、預かり保育指導員 | | |
| 開園時間 | 平日 | 8時30分～14時30分（水曜日は11時50分まで） | |
| | 土曜日 | 休園 | |
| 教育目標等 | <p>【教育目標】 めざす子ども像 ①健康で生き生き活動する子ども。 ②素直で明るく心豊かな子ども。 ③よく考え最後までがんばる子ども。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の精神を基盤として、子どものもつ可能性の実現に努める。 ○子どもの集団の中で自己を生かし、互いに協力して生活する習慣態度を身につけ、心身ともに健やかな子どもを育成する。 <p>【努力目標】 ○基本的な生活習慣を身につけ、心身共に健やかな子どもを育成する。 ○人的・物的環境を通して様々な経験活動を促し、子どもたちが意欲的、主体的に活動できるような総合的な指導を行う。 ○一人一人の子どもの理解に努め、個に応じた指導を行い、互いの良さや違いを認め合う集団づくりに取り組む。 ○園・家庭・地域との連携を深め、開かれた園づくりに努める。</p> | | |
| 特別保育等 | 預かり保育（16時30分まで） | | |
| 入園時の保護者負担等 | | | |
| ・制服及び用品代 25,000円程度 | | | |
| 利用料以外の保護者徴収金等 | | | |
| 雑費として毎月 ・PTA会費、補助費、月間絵本代、牛乳代、アルバム積立金、お花代、ランチ代等 4,000円程度 | | | |
| その他 | | | |
| 通園バスの運行（バス代無料） | | | |

※「2019年度幼稚園要覧」より抜粋

| | | | |
|---|--|------------------------|-----------|
| 名称 | 阪南市立尾崎保育所 | | |
| 所在地 | 阪南市尾崎町四丁目23番2号 | | |
| 施設の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 2,244 m² ・運動場面積 約800 m² ・延べ面積 923.98 m² | 定員 | 120人 |
| | | 入所年齢 | 生後3ヶ月～就学前 |
| 沿革 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和49年4月 阪南町立尾崎保育所の名称で新設 ・平成3年10月 市制により阪南市立尾崎保育所と改称 | | |
| 職員体制 | 所長、所長補佐、保育士、介助員、看護師、調理師、用務員 | | |
| 開園時間 | 平日 | 7時30分～19時00分（延長保育時間含む） | |
| | 土曜日 | 7時30分～19時00分（延長保育時間含む） | |
| 保育目標等 | <p>【保育目標】 『心も体も元気な子ども』 ～主体的に遊びや生活に取り組む子どもを目指して～</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の話をしっかり聞ける子ども ・思いやりの気持ちをもてる子ども ・何事も意欲的にする子ども | | |
| 特別保育等 | 延長保育、病児保育（体調不良児対応型） | | |
| 入所時の保護者負担等 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保育用品代 1,200円～8,600円程度（年齢により購入品数が違います。） ・制服、リュックサック代等 15,000円程度（3歳以上必要） | | | |
| 利用料以外の保護者徴収金等 | | | |
| <p>雑費として毎月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会費（0～5歳）・絵本代（1～5歳）・給食費（主食費、副食費）（3～5歳） ・アルバム代（5歳のみ）・その他遠足バス代、写真代など実費負担となります。 | | | |
| その他 | | | |
| <p>○保育の質を高めていくために、大学講師（専門講師）に来ていただき研修を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽あそび、楽器遊び、表現遊び、わらべ歌あそび 他 <p>○乳児（0～2歳児）は育児担当保育を取り入れています。</p> | | | |

※「令和2年度保育所・認定こども園入所案内」より抜粋

利用定員（令和元年5月1日現在）

| 阪南市立尾崎幼稚園 | | | | |
|-----------|----|----|----|------|
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| 学級数 | 1 | 1 | 1 | 3クラス |
| 定員 | — | — | — | 210人 |
| 園児数 | 8 | 14 | 16 | 38人 |

| 阪南市立尾崎保育所 | | | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|------|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| 定員 | 3 | 6 | 18 | 33 | 30 | 30 | 120人 |
| 児童数 | 5 | 11 | 18 | 16 | 21 | 21 | 92人 |

施設整備及び運営費に係る補助金等について

【施設整備関係（令和2年度又は3年度）】

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、国庫補助金を活用し、補助金を交付します。ただし、国の交付決定がない場合は、補助金を交付することができません。

【例】[定員170名（1号40名、2・3号130名）の施設を整備する場合]

下記の計算により、(A) + (B) 298, 172千円の交付が見込まれます。

- (1) 補助対象事業費を493, 680千円と仮定し、1号定員と2・3号で定員による按分を行い、内訳は、1号（幼稚園部分）116, 160千円と、2・3号（保育所部分）377, 520千円とします。
- (2) 1号（幼稚園部分）116, 160千円に対し、認定こども園施設整備交付金を活用します。

(ア) 認定こども園施設整備交付金活用 (単位：千円)

| | 国庫基準額 | 市基準額 |
|-----------|---------|---------|
| ①定員31～40名 | 70, 100 | 35, 050 |
| ②特殊付帯工事 | 7, 850 | 3, 925 |
| ③設計料加算 | 3, 897 | 1, 948 |
| 計 (①+②+③) | 81, 847 | 40, 923 |

国庫基準額+市基準額=122, 770千円

(イ) 事業に係る補助対象経費

$116, 160 \times 3/4 = 87, 120$ 千円

⇒補助金額は、(ア)と(イ)の低いほうの87, 120千円 (A)となります。

- (3) 2・3号（保育所部分）377, 520千円に対しては、保育所等整備交付金を活用します。

(ア) 保育所等整備交付金活用 (単位：千円)

| | 国庫基準額 | 市基準額 |
|-------------|----------|---------|
| ①定員101～130名 | 166, 500 | 20, 812 |
| ②特殊付帯工事 | 10, 560 | 1, 320 |
| ③設計料加算 | 8, 853 | 1, 106 |
| ④解説準備費加算 | 1, 690 | 211 |
| 計 (①+②+③+④) | 187, 603 | 23, 449 |

国庫基準額+市基準額=211, 052千円

(イ) 事業に係る補助対象経費

$377, 520 \times 3/4 = 283, 140$ 千円

⇒補助金額は、(ア)と(イ)の低いほうの211,052千円(B)となります。

※ この計算は、令和元(平成31)年度認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の算定基準によるものです。

近年、国の制度改正等が繰り返されており、整備年度の補助金額や補助割合が変更となる可能性があります。

なお、国の制度・基準等に変更があった場合は、市の補助金も変更になる場合があります。

※国や市の予算状況により、補助金額が減額となる場合があります。

【運営費関係(令和4年度以降)】

(1)施設型給付費

幼保連携型認定こども園を運営する費用として、教育認定及び保育認定を受けた教育・保育給付認定子どもの数に応じて、毎月、施設型給付費を支給します。

施設型給付費の支給額は、公定価格－施設が保護者から徴収している保育料となります。

公定価格は各施設の運営状況等により加算額等が異なります。

詳細は、公定価格単価表(内閣府ホームページ)をご参照ください。

【例】[定員170名(1号40名、2・3号130名)の施設を運営する場合]

〈1号認定〉

定員数どおりの児童を受け入れており、以下の加算が認定されている施設の公定価格。

- ・ 処遇改善等加算Ⅰ(15%)
- ・ 副園長・教頭配置加算
- ・ 3歳児配置改善加算
- ・ 給食実施加算(週5日)
- ・ 副食費徴収免除加算
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ(人数A:8人、人数B:5人)
- ・ 冷暖房費加算

(単位:円)

| | 3歳児 | 4～5歳児 |
|--------------|--------|--------|
| 副食費を徴収できる児童 | 65,290 | 49,070 |
| 副食費を徴収できない児童 | 69,790 | 53,570 |

〈2号・3号認定〉

定員数どおりの児童を受け入れており、以下の加算が認定されている施設の公定価格。

- ・ 処遇改善等加算Ⅰ(15%)
- ・ 3歳児配置改善加算
- ・ 副食費徴収免除加算
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ(人数A:8人、人数B:5人)
- ・ 冷暖房費加算

| (単位：円) | | | | |
|--------------|---------|---------|--------|--------|
| 標準時間認定 | 0歳児 | 1～2歳児 | 3歳児 | 4～5歳児 |
| 副食費を徴収できる児童 | | | 54,140 | 38,500 |
| 副食費を徴収できない児童 | 189,510 | 109,930 | 58,640 | 43,000 |

| (単位：円) | | | | |
|--------------|---------|---------|--------|--------|
| 短時間認定 | 0歳児 | 1～2歳児 | 3歳児 | 4～5歳児 |
| 副食費を徴収できる児童 | | | 50,070 | 34,430 |
| 副食費を徴収できない児童 | 185,440 | 105,860 | 54,570 | 38,930 |

(2) 私立保育所等運営費補助金

公定価格に含まれていない対象事業の実施のため等、必要に応じて下記の補助金を支給します。

① 運営費

私立保育施設を運営するためにかかる経費や、管理費などの一部を補助します。

補助金額は6,650円×12ヵ月×2・3号認定児童数(5月1日)です。

② 延長保育事業費

私立保育施設において延長保育事業を実施するにあたり発生する費用の一部を補助します。

補助金額は7,623円×施設の年間開所日数(平成31年度は294日)です。

③ 延長保育促進事業費

私立保育施設の延長保育事業を円滑に運営し、かつ促進するための費用の一部を補助します。

補助金額は国庫補助金(子ども・子育て支援交付金)どおり(平成31年度は30分延長の場合、年額300,000円)です。

④ 一時預かり事業費(一般型)

私立保育施設を普段利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での児童の保育が困難となった児童を預かるために必要な費用の一部を補助します。

補助金額は国庫補助金(子ども・子育て支援交付金)どおり(平成31年度は年間延べ人数が300人未満の場合、年額1,600,000円)です。

⑤ 障がい児延長保育促進事業費

私立保育施設において2・3号認定の障がい児を受け入れ、保育する場合に必要な費用の一部を補助します。

補助金額は対象職員1人につき、月額187,086円×対象月数です。

(3) 私立保育施設子育て支援事業補助金

園庭開放など、私立保育施設において子育て支援事業をするために必要な費用の一部を補助します。

補助額は年額1,600,000円です。

(4) 体調不良児対応型病児保育事業費補助金

保育中に体調を崩した児童を一時的に保育する場合に必要な費用の一部を補助します。

補助金額は国庫補助金（子ども・子育て支援交付金）どおり（平成31年度の年額基本分は4,472,000円）です。

(5) 幼稚園型一時預かり事業運営費補助金

1号認定児童が教育時間を超えて利用する場合に、必要な費用の一部を補助します。

補助金額は国庫補助金（子ども・子育て支援交付金）どおり（平成31年度は平日年間延べ利用人数が1,000人で、長時間預かりを未実施の場合、年額1,200,000円）です。

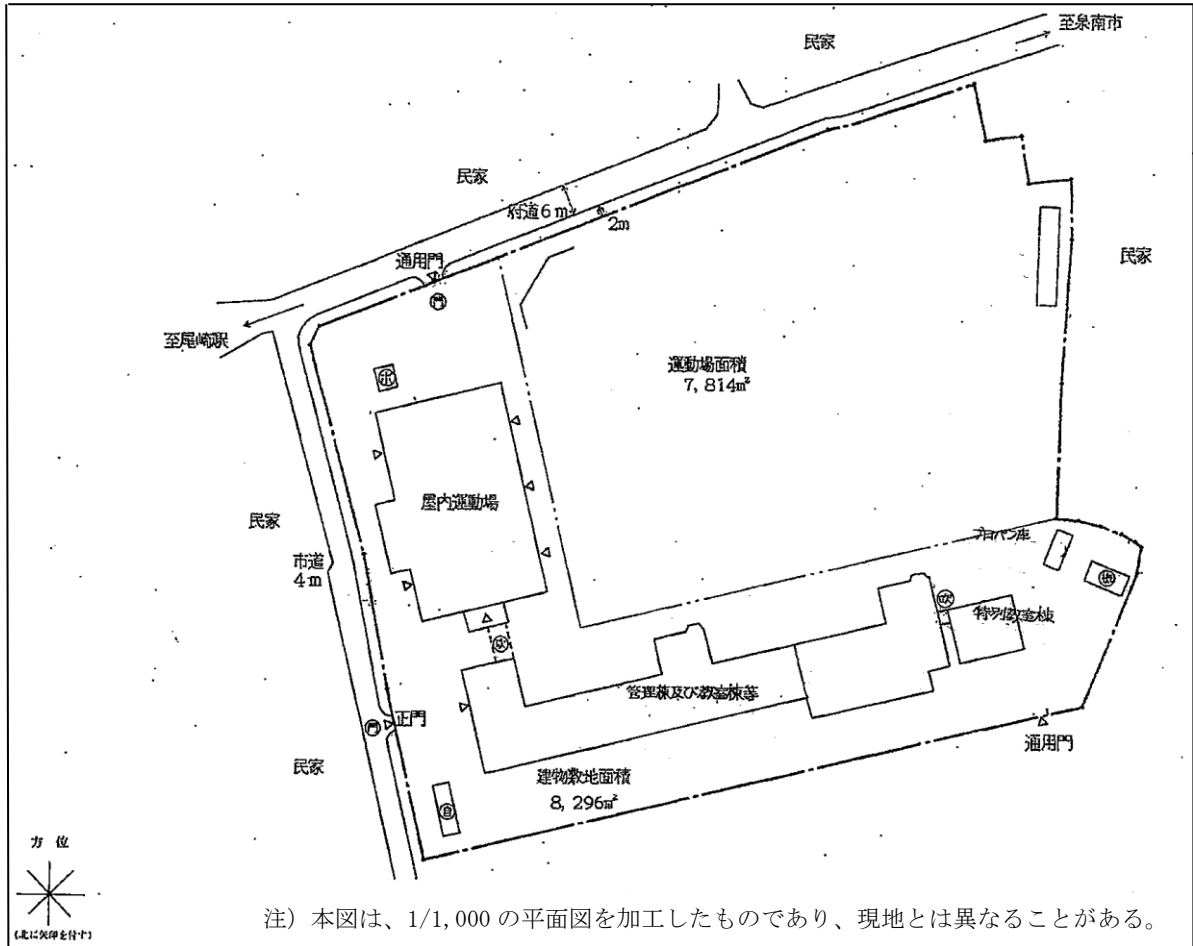
阪南市との連絡会議

| | 会議名 | 実施時期 | 主催 |
|---|---|----------------|-----------------|
| 1 | ラウンドテーブル | 年間3回程度（各学期に1回） | 阪南市 （こども政策課） |
| | 公立・私立、また幼稚園・保育所・認定こども園の施設の類型の垣根を越えて、子どもの教育・保育に関わる者がひとつの場に会し、各園所等の取り組み内容を検討、実践により、就学前教育等の底上げにつなげる。 | | |
| 2 | こども関係機関連絡会 | 年間4回程度 | 阪南市 （健康増進課） |
| | 阪南市の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することで、健やかなこどもの育ちを支援する。 | | |
| 3 | 私立認定こども園連絡会議 | 年間3回程度 | 阪南市 （こども家庭課） |
| | 阪南市との事務連絡の場として、報告や懸案事項等が生じた際に随時開催し、意見交換等を行う。 | | |

阪南市又は大阪府主催の主な研修

| | 研修名 | 実施時期 | 主催 |
|---|---------------------|--------------|-----------------|
| 1 | 管理職人権研修 | 夏季・冬季休業中 各1回 | 阪南市 （学校教育課） |
| 2 | 人権教育担当者研修 | 年間5回 | 阪南市 （学校教育課） |
| 3 | 保育所全体研修会 | 年間1回 | 阪南市 （こども家庭課） |
| 4 | 幼児教育アドバイザー育成研修 | 年間10回程度 | 大阪府 |
| 5 | 幼児教育アドバイザーフォローアップ研修 | 年間5回程度 | 大阪府 |

幼保連携型認定こども園整備用地：阪南市尾崎町五丁目 4 1 6 番 1 4 [阪南市立尾崎中学校]



※ 施設整備用地については、添付資料をあわせて参照のこと。

ただし、現況図及び確定図については、現在、確定測量中であり、一部、修正される場合がある。

施設整備用地の防災に関することについては、以下アドレスを参照のこと。

阪南市総合防災マップ

http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/shicho/kiki/bousai_jouhou/bousaimap/index.html

大阪府洪水リスク表示図

<http://www.river.pref.osaka.jp/map?aid=5&mid=27232&bid=272320002007>

大阪府河川整備審議会「高潮専門部会」第4回高潮専門部会

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/takasio/index.html>

阪南市教育施設（幼・小・中）の耐震性能について 施設別耐震性能一覧表（中学校）

<http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/syogai/kyoiku/taisinnseinou/1365041828853.html>



阪南市子ども未来部子ども政策課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
TEL 072-471-5678 (内線 2640)
FAX 072-473-3504
E-mail k-seisaku@city.hannan.lg.jp